

○人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(給与支払状況統計報告)</p> <p>第六条 給与支払状況統計報告は、<u>財政法第十三条に定める会計ごと</u>に、各月別及び次の各号に掲げる給与別に、常勤職員(二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員及び検察官を除く。)及び法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員に支給した給与の額及びその支給を受けた職員数を四月において、前十二月分について、調査集計し、別記様式第六により、四月二十日までに作成するものとする。</p> <p>一 給与法第五条の俸給(第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 給与法第十条の三の本府省業務調整手当</p> <p>四 給与法第十条の四の初任給調整手当</p> <p>五 給与法第十条の五の専門スタッフ職調整手当</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>(給与支払状況統計報告)</p> <p>第六条 給与支払状況統計報告は、<u>財政法第十三条に定める会計ごと</u>に、各月別及び次の各号に掲げる給与別に、常勤職員(二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員及び検察官を除く。)及び法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員に支給した給与の額及びその支給を受けた職員数を四月において、前十二月分について、調査集計し、別記様式第六により、四月二十日までに作成するものとする。</p> <p>一 給与法第五条の俸給(第十八号、第二十号及び第二十一号に掲げるものを除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 給与法第十条の三の初任給調整手当</p> <p>四 給与法第十条の四の専門スタッフ職調整手当</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

二十六 | 二十五 | 二十四 | 二十三 | 二十二 | 二十一 | 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 |  
(略) (略)

二十五 | 二十四 | 二十三 | 二十二 | 二十一 | 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 | 七 |  
(略) (略)

様式第6

給与支払状況統計報告

会計名		官署名						作成責任者官職氏名						
種類	類	平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		備考
		支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	
俸給														
特別調整額														
本府省業務調整手当														
初任給調整手当														
専門スタッフ職調整手														
扶養手当														
地域手当														
広域異動手当														
研究員調整手当														
住居手当														
通勤手当														
単身赴任手当														
特殊勤務手当														
特勤手当等														
超過勤務手当等														
管理職員														
特別勤務手当														
期末手当														
勤勉手当														
期末特別手当														
退職者給与														
特定任期付職員俸給														
特定任期付職員														
業績手当														
任期付研究員俸給														
任期付研究員俸給														
任期付研究員														
業績手当														
寒冷地手当														
計														

備考

- この表において「特定任期付職員俸給」とは、第六条第二十一号の俸給をいう。
- この表において「任期付研究員俸給（一）」とは、第六条第二十三号の俸給をいう。
- この表において「任期付研究員俸給（二）」とは、第六条第二十四号の俸給をいう。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6

給与支払状況統計報告

会計名		官署名				作成責任者官職氏名							
種類	平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		備考
	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	
俸給													
特別調整額													
初任給調整手当													
専門スタッフ職調整手当													
扶養手当													
地域手当													
広域異動手当													
研究員調整手当													
住居手当													
通勤手当													
単身赴任手当													
特殊勤務手当													
特勤手当等													
超過勤務手当等													
管理職員													
特別勤務手当													
期末手当													
勤勉手当													
期末特別手当													
退職者給与													
特定任期付職員俸給													
特定任期付職員業績手当													
任期付研究員俸給(一)													
任期付研究員俸給(二)													
任期付研究員業績手当													
寒冷地手当													
計													

備考

- 1 この表において「特定任期付職員俸給」とは、第六条第二十号の俸給をいう。
- 2 この表において「任期付研究員俸給(一)」とは、第六条第二十二号の俸給をいう。
- 3 この表において「任期付研究員俸給(二)」とは、第六条第二十三号の俸給をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。